

令和6年度第1回全体会議事録

(手嶋)

それでは定刻になりましたので、只今から令和6年度第1回東大阪市自立支援協議会を開催させていただきます。委員の皆様方には、ご多忙の中ご出席いただきまして誠に有難うございます。本日、司会を担当させていただきます、障害者支援室障害施策推進課の手嶋でございます。よろしく申し上げます。はじめに欠席のお知らせを致します。高橋委員、西村委員、地村委員、山本委員、宮野委員、田中委員より欠席のご連絡をいただいております。次に、本日まで参加いただいている委員の方で今年度人事異動などにより新たに就任された方のご紹介をさせていただきます。まず、相談支援事業所の代表としまして特定非営利活動法人ぱあとなぁから小阿弥委員、中河内地域若者サポートステーションの代表として社会福祉法人つむぎ福祉会から木原委員、地域ケアに関する学識経験者として東大阪大学こども学部こども学科潮谷委員、布施公共職業安定所から名越委員、それから本日欠席であります東大阪市副市長の山本委員、最後に東大阪市教育委員会学校教育部の太田委員になります。委嘱任命状につきましては自席の方にご用意させていただいておりますのでご確認をお願いいたします。それでは改めまして新たに委員になられた方々に一言ずつご挨拶いただければと思いますが、よろしく申し上げます。潮谷先生からお願いしてもよろしいでしょうか。

(潮谷委員)

こんにちは、東大阪大学こども学部こども学科の潮谷と言います。どうぞよろしく申し上げます。私は東大阪市の方では、障害者の施策策推進会議の方で携わらせてもらっております。あと手話言語条例の会議の方でも携わらせてもらっております。大学の方ですね、今回参加される方たちの実習でお世話になっていることも沢山あるかと思っております。東大阪の中においてですね、やっぱり障害者の中で例えば障害児についてセルフプラン100%であるとかですね、施設の中で施設待機者の聞き取りだとかいろんな先駆的な活動もお聞かせいただいております。そういったいろんな活動ですね、また教えていただけたらなと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

(手嶋)

小阿弥委員、お願い致します。

(小阿弥委員)

自立支援センターぱあとなぁの小阿弥と申します。東大阪で7カ所ある委託相談支援事業所で構成されています委託相談支援センター連絡会の会長を今年度、務めさせていただきます。よろしく申し上げます。

(手嶋)

はい、続きまして木原委員、お願いします。

(木原委員)

つむぎ福祉会の木原と申します。私は若い人の就労支援をしております。中河内地域若者サポートステーションに携わっております。その中でも障がいをお持ちの方もいらっしゃいますので、皆様方と連携を今後色々経験させていただくこともございます。よろしく願いいたします。

(手嶋)

続きまして、名越委員、お願いします。

(名越委員)

こんにちは。ハローワーク布施の名越と申します。日頃は、職業安定行政にご理解ご協力いただきまして有難うございます。只今ハローワーク布施は毎年6月1日付けの障害者の雇用の状況報告していただいております。これがちょっとよろしくありませんと雇入れの計画作成命令を出さなきゃいけないんですけれども、それ出さないためにそういうちょっと危ない事業者さんにつきましては、訪問してあるいは来ていただいて指導しておるところでございます。ちょっと話聞いてみますとね、今年度また雇用率上がりましたのでその影響と、一時的に退職者が出られて、雇用率割ってしまうというところが多いので、引き続きそういう作成命令を出さないように進めてまいります。あと当然当所の専門援助部門で障害者の方の就労支援を引き続き行っていきますのでよろしくをお願いします。

(手嶋)

はい、最後に太田委員お願いいたします。

(太田委員)

4月に学校教育部長になりました太田と申します、よろしく願いいたします。平素は本市教育行政にご理解ご協力を賜り誠にありがとうございます。以前は市民生活部でふれあい祭りやNPO、防犯の担当などをしておりました。教育委員会は全く初めてですので、今、一生懸命勉強中でございます。教育と福祉の連携というところで、支援ができるように取り組んでまいりたいと思っておりますので、色々お教えいただけたらと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

(手嶋)

有難うございました。昨年まで委嘱を行っておいりました委員の皆様、また事務局につきまし

R6 協議会全体会

では委員名簿、配席表の方に所属とお名前を載せておりますので、省略させていただきます。引き続き、配布資料の確認をさせていただきます。本日の会議次第、それから委員名簿、配席図、障害福祉計画の冊子、それから自立支援協議会全体会の資料集になります。委員の方に事前にお送りさせていただいておりましたが、今日もしお持ちでない方がいらっしゃいましたら、挙手して頂けましたらお持ちいたしますのでよろしくお願いいたします。それでは、次第に沿って1番から進めさせていただきます。まず、会長であります新崎委員が退任されましたので、新たに新会長を決める必要があります。東大阪市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の規定に基づきまして、協議会の会長は委員の互選により定めることになっております。選出の方法につきまして、どのようにいたしましょうか。何かご意見ある方いらっしゃいますでしょうか。特にご意見等ないようでありましたら、事務局としまして、今回ですね自立支援協議会本会議とまた障害者差別解消支援協議会の方で長く委員を務めていただいております日本福祉大学社会福祉学部社会福祉学科の小林先生に新たに会長をお願いしたいと考えておりますがいかがでしょうか。ご異議等ありませんでしょうか。

(会場)

異議なし

(手嶋)

はい、有難うございます。それでは、会長に選出されましたので小林会長、前の席にご移動お願いいたします。なお、副会長につきましては任期中でありますので、引き続き東大阪市社会福祉事業団常務理事の田村委員をお願いしたいと思います。また、副市長の立花委員が昨年12月退任されておりますので、同副市長の山本委員も副会長ということになります。それではこれからですね、小林会長にご挨拶をいただきまして以降の進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(小林会長)

失礼します。皆様、改めましてこんにちは。只今ですね、会長にご推薦いただきました日本福祉大学社会福祉学部で教員をしております小林と申します。これまではですね、差別解消法の委員会並びに自立支援協議会の方で末席を務めさせていただいてまいりました。突然と申しますか、新崎先生が退任されるということで、ちょっと色々ございまして、私の方でお引き受けさせていただくという運びになりました。私は社会福祉の専門大学である日本福祉大学で8年教員をしておりますけれども、障害者福祉が専門でなければソーシャルワークが専門でもありません。先ほど太田委員もおっしゃいました私は教育学がもともと専門で、今大学でやっているのも高校福祉の教員免許を持つ高校の教員の養成をしています。ですが障害のある人たちの暮らしと全く無縁であった訳ではなくて、私の人生の中で生

活の中に障害のある人たちがずっといたという経歴を持っています。そういう関係で、楽しい時間を一緒に過ごしてきたり、悔しい経験をしたりというのも生活の中でしてまいりました。制度のことや法律のことは正直よくわかりませんし、東大阪にも住んでいるわけではありません。家が神戸で職場が愛知で、この間を往復するという暮らしを8年間してきて、その間の東大阪のこんな重責をですね、全うできるか甚だ怪しいんですけども、自立支援協議会というのは私の中では協議会だと思っています。様々な立場の方が、ここ東大阪で障害のある方はもとよりですね、あらゆる人が東大阪に生まれてよかったとか東大阪は住みやすいとか、という声がフォーマルな場所ではなく、町のいたるところで聞こえてくるような、なんかそういう町になるといいなと本気で思っておりまして、そういう町づくり、文化や暮らしを作っていける、一つお手伝いができればと思っておりますので今後とも色々と教えていただきながら進んでまいりたいと思います。どうぞよろしくお願ひしたいと思います。右も左もわからない人間が進行してまいりますので、ここから議事に入らせて頂きますけれども、前回に引き続きここからの議事進行については田村副会長にお願ひしたいと思ひますので、進行の方よろしくお願ひいたします。

(田村副会長)

はい、着座で進めさせていただきます。相変わらず副会長をやっております田村でございます。よろしくお願ひします。少し夏風邪を引きまして、鼻声でお聞き苦しいかなと思ひますが、精一杯頑張りたくと思ひます。会長が変わりましてですね、非常にこの自立支援協議会もリフレッシュされたと思ひますので、副会長はちょっと古手ですけど宜しくお願ひしたいと思ひます。本来でしたらね、もうすぐ早く進行した方が良いでしょうけれど、今年度最初の自立支援協議会ということもありますし、先ほど各委員さんが数名変わられたということもございいますから、改めて簡単に自立支援協議会ってそもそもなんなんやということ、どういう立場で自分はここへ委員として来ているのかということですね、ご理解いただくために少しだけお話ししたいと思ひます。自立支援協議会の意義といひますか、役割の大きな点はですね、先ほど会長もおっしゃったんですが、東大阪に在住される、あるいは障害児者への支援の体制の整備をどうしていくのかということとをここに集まられているすべての色んな各界からの関係者が議論していく。ただ体制の整備といひても例えば東大阪市にある財源は限られていますし、あるいは障害福祉サービスも限られていますよね。でも東大阪にあるそれ以外の、例えば社会資源やマンパワーをどういう形で使うか、その社会資源を有効活用する中で、いかに東大阪の障害者がこの地域の中で生き生きと生活できるのかなってことを考えるところですよ。ですからここにお集まりの皆さんは、それぞれの立場からやっぱり知恵を出し合っほしいんですよ。自分の思い、こうした方がより今の制度の、例えばこの制度の垣根をとったら、もう少し上手く使えるんじゃないかとかですね。そういうことも含めて知恵を出し合いながらより良いものに育てていく、みんなで育てていくというのがこの自立支援協議会かなというふうに思ひますから、是非ともご協力よろし

くお願いします。ですから、私も時間のある限り各委員に公平にですね、挙手があった場合はご指名したいと思いますけれども、それ以外になかなかご意見が出にくい場合は指名したりしますのでその時にご意見をご遠慮なく述べていただいたら結構かというふうに思いますのでよろしくお願いいたします。そういう形でこれからも進めて参りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次第の2番運営規定の改定ですか、続いて3番の組織図の改定とあわせて事務局でお願いします。

(小山)

それでは運営規定の改定のご説明をさせていただきます。

変更箇所は、2箇所になります。

1 第11条「(守秘義務)の修正」になります。元々あった規定なんですけども、今回、障害者総合支援法の一部改正に準じて、それにあわせ表現等の一部修正を行っております。2点目が、2 別表2 「運営委員会の委員」になります。東大阪市障害者就労生活支援センターを今回追加させていただいています。就労に今後力を入れるため、レピラで行う業務の再編を行い、就労生活支援センターを設置しております。その代表者の方にも参加いただく予定であり、その改正となります。

障害者就労生活支援センターでは、障害児者の地域における自立生活と社会参加を推進することを目的として、障害児者の社会へ出ていくための準備や「はたらく」ための準備をサポートし、自己選択、自己決定に向けた情報提供をはじめ、就労支援、生活支援、色々な支援等を総合的に行う拠点施設というふうに考えております。運営規定の修正については以上、2箇所になります。

引き続きまして組織図の変更の方に移らせていただきます。

変更箇所は、3点になります。入口会議がもともとございましたが、地域生活支援会議に変更させていただいております。表の右下の方になります。

従来から常設そして地域移行に関し、入口会議を開催してきました。本年ですね、地域移行支援PTが終了し、一部提言を受け、地域移行後の定着支援、受け入れ事業所先の拡充などを新たに目標に加え、包括的なサービス体系の構築と地域社会理解と環境の整備へ向け、必要な支援を関係者で協議する場としてよそおいも新たに今後活動していくための変更となります。地域生活支援会議については、このあとまた後ほど詳しくご説明いたします。次に、運営委員会の回数ですね、5回だったんですけども、今回4回の方に変更させていただいています。

3点目は、事務局会議ですね。こちらの方も毎月開催を隔月開催の方に変更させていただいて、メンバーに主任相談支援専門員連絡会を追加させていただいております。

会議の効率化を目指し、経験・知識の豊かな主任相談に事務局会議に参加していただいて、一定議論にしっかり期間をキープしたうえで、事務局会議の上部会議である運営委員会を

含め、充実を目指してまいります。主任相談の資格を持つものは、この4月時点で市内で基幹相談3名、委託相談に3名。引き続き委託相談の中で要件を満たすものを優先に今後も増やしていく予定です。会議の再編に伴いまして、事務局のメンバーに追加させていただいております。以上になります。

(田村副会長)

ありがとうございます。只今の説明について何かご質問とか、ご意見ございますか？先程ありました新たに加わる就労生活支援センターについては、代表もきていますので、また後で就労のところで発言があるかなというふうに思っています。例えば、運営委員会の会議が1回減るとするのは、それ以外に色々な専門会議等というのがございましてですね。それぞれに配置していると非常にその会議が重なったりして、なかなか運営担当者自身が実質回数をこなせないということでございますので、より合理的に一回ずつの会議に課題を集中させながら議論を進めて、内容はそれ以上に濃い物にしていきたいなというふうに考えていますのでよろしくをお願いします。ご意見ございませんか。大丈夫ですか。そしたら今回の改正案については承認いただいたということで進めさせていただきます。

それでは次第の第3番、障害者支援室からの報告に移ります。とりわけ昨年度は、東大阪市の障害者計画と障害児福祉計画が策定されました。これらも含めて、昨年度までの到達点と今年度こういう課題があるという点を障害者支援室からご説明をお願いします。

(手嶋)

資料は6ページになります。昨年度は第7期障害福祉計画と第3期障害児福祉計画の策定年度でもありました。本日計画の冊子をお配りしております。計画策定にかかる検討の中で、またこの間自立支援協議会において、議論された地域課題について、主なものをご紹介します。

1点目は重度障害者に対する社会資源の不足です。東大阪市では1500を超える民間のサービス提供事業者がありますが、強度行動障害のある人だったり、医療的ケアを必要とする重症心身障害のある方の受け入れに関しては、人材不足の問題もあり、サービス調整が厳しい状況が続いています。重度障害にも対応可能な専門人材の育成等、数から質への転換が求められています。そうした中で、昨年度末より「強度行動障害の支援」をテーマに専門会議を設置しました。後ほど報告をしていただきます。

2点目は精神障害にも対応した地域包括ケアシステム、いわゆる「にも包括」について、市内の障害者数は、身体障害の方は減少傾向にある一方、精神障害の手帳取得者、サービス利用者の増加が続いています。しかし計画相談の中で精神保健の分野を専門にしている事業所は少なく、令和5年度の委託相談事業の再編では、精神障害に強い事業者が撤退するなど、支援力の強化が課題となっています。こうした実態を明らかにしたうえで、福祉と保健、医療との連携をどう密にしていくか、を検討する必要があります。

3点目は障害児関連施策について、第3期障害児福祉計画では、重度障害児、医療的ケア児への支援拡充を目標として設定しました。令和6年度児童福祉法改正に伴い、「児童発達支援センターはばたき園」が障害児支援の中核拠点として位置づけられました。レピラでは幼少期から成人まで、切れ目のない支援を目指す中で、直近では若年層への就労に関するアセスメントやエンパワメントに力をいれるため事業再編を行ったところです。ここでの課題としまして、行政内部において、障害児施策に関わる部門がいくつもの部署にまたがっていること、子どもすこやか部、福祉部、教育委員会、健康部などそれぞれが進める取り組みについての役割分担や、窓口の整理が必要と考えています。

最後に4点目は地域移行の推進です。障害福祉計画においても、施設入所者の削減を重点目標の一つに設定しています。そのために重度障害者の地域生活を支える人材育成や、緊急時の連絡体制構築など、地域生活支援拠点の充実強化を目指します。大阪府において「地域生活促進アセスメント事業」がスタートしましたが、東大阪市がモデル事業実施市に選ばれましたので、具体的な取組が進むことが期待されます。

1点目の課題にもありましたが、重度の障害者の受け皿となるサービスが整うということが、施設ではなく地域で暮らし続けるために必要な社会資源ですので、重度障害者の支援に参加してもらえる事業者を増やすための取り組みとして、今年度入口会議の拡大版である「地域生活支援会議」を設置いたします。後ほど改めて報告します。以上の4点が、最近の障害児者を取り巻く地域課題ということで紹介させていただきました。報告は以上になります。

(田村副会長)

ありがとうございます。どうですかね、少し雰囲気は伝わっていったでしょうかね。

1つ目は、例えば就労継続支援B型が東大阪市内には100か所ぐらいあるわけです。それ以外にも生活介護や居宅介護事業所がいっぱいあるんです。あるいは子どもでしたら放課後等デイサービス、これもまた100か所近くある。では、サービスはあるのではないかと、或いはこれだけ事業所があったらいいのではないかと。実際ネットで調べてみたら分かると思いますが例えば重度の方が重度訪問介護サービスを受けたいと思うけどいっぱい事業所が出てくるんですがなかなか受けてくれない、いっぱいだから見られない、グループホームでもそうです。それって何でしょうかっていうのが去年一年間いろんな形の切り口からこの自立支援協議会で議論されております。

その中で明確になってくるのは、就労のところでも明らかになってきましたが、もしかしたら事業所の数が増えたけど実際の障害のある子どもさん或いはその親御さんが東大阪の地域で一般就労につながるとかあるいは就労に向けてどう繋がっていかうとか色々な選択肢があること自身知らされていないのではないかと。選択肢がいっぱいあること自身あるいはその正しい情報をどう伝えたらいいのかということが専門会議で明らかになってきました。

R6 協議会全体会

或いはもっと小さい子どもさんでいうと、放課後等デイに通っている、或いはもっと小さかったら児童発達支援事業所に行きますが、学校にも行ってるんだけどその学校との連携をどう取ったらいいのか。そこについてはもう少し学校と事業所の連携を取りやすいような仕組みがあるよね、ということで福祉と教育の連携ということも議論してきて一つの成果としてなってきたのかと。

先ほど出ていたマンパワーのことが問題の1つになってくるんですね。重度障害者の方でヘルパーに来て欲しい、でもなかなかいっぱいに行けませんって言われて断られる、どうしたら増やせるのだろうか、と。

今もう一つ議論していることは、強度行動障害支援の関係です。また後で報告があると思います。実際、事業所があるのに支援できない、どうしたらいいのかなっていうのが悩みなんですよね。それで今事務局の方で進めているのが、それだけ事業所が多かったら裾野を広げていくこと。もしかしたら強度行動障害への支援の仕方とか重度障害者の方への支援の仕方を知らないからそこをもう少し分かっていただいたらもっと多くの方が参画できて、ここがですよ、前段で言いました東大阪市自立支援協議会みんなで知恵を出し合うということです。「こうしたら今の社会資源のもっとできるんじゃないのかな」ということを今議論しているというところで、そのダイジェスト的なところを事務局の方から今ございましたけれど、何か「この辺をちょっと聞き逃した」とか「もう少しこの辺で少し意見が言いたい」とかいう事がございましたら積極的な挙手をお願いします。いいでしょうか。

やっぱり、みんなで知恵を出し合わないとなかなか良いものができていかないと思うんですね。皆さんもおそらく、それぞれの現場をお持ちでそれぞれ責任を持った方々が来られてるわけですから、その中で「うちは今ここは限界だけどここをこうしたらちょっと良くなるんじゃないか」、もちろん、やっぱり市に膨大な財源があつてですよ、それでただ、財源があつてもなかなか本当に人が集まってくないという事実なんですね。ここもどうしたらいいのかという問題があります。この辺りも含めて何かございましたらお願いしたいこととございます。

議論が進めやすいように、重度障害者の社会資源不足の話言いましたけど、例えば2つ目の精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの話とかね。これもどちらかという自立支援協議会ではこれまで少し議論があまりできてこなかった課題です。これは去年の障害福祉計画策定時にやっぱりそこが弱いんじゃないだろうか、計画の中に精神障害、例えば精神障害のある親御さんがいて子どもさんに障害がある場合、そういう処遇困難な家庭への支援の仕方みたいなのが、イメージとしたら大人で考えるとそれぞれの関係機関も見えてくるのだけど、子どもがいてそこにいる親御さんが精神疾患があるとなってくると、つつい行政的に考えちゃうんですけど行政の窓口もいっぱい部局が分かれそうな感じですね。あるいは法的にも変わりますよね、児童福祉法とそれから精神保健法もありますしね。あるいは障害者総合支援法もある。

この辺りどうして行くのかなとかね。この辺も今度課題としてやっていかないといけな

いかなと思います。例えばこのような現状の実態は相談支援の中で上がってくるんですか。

(小阿弥委員)

先ほどおっしゃられましたように、精神障害の手帳を取られる方も増えてきている中で精神疾患を持つお母さんっていうのも増えております。その中でやっぱりお子さんも発達障害があったりということで例えば、生活困窮であったり家もゴミ屋敷の状態であったり、またネグレクト等の虐待に絡むようなケースも結構見られる状態です。精神疾患を持つお母さんに対する支援も地域の課題かなと感じております。

(田村副会長)

やっぱりいろいろな相談があるわけですね。それは委託相談支援事業所の会議の中で議論になっています。ふと思ったのは、まさに重層的な支援ですね。重層的支援というのは部局で言うと地域福祉課さんになるのでしょうか。

(大川委員)

はいそうです。

(田村副会長)

その辺りの支援で今実際課題として挙がっていて、でもここがなかなかもう少し連携が取れないとか、課題のようなものがあるのでしょうか。

(大川委員)

すみません、今数字を持ちあわせていないんですけども。

令和4年度から重層的支援体制整備事業ということで事業を開始させていただいていますが、今おっしゃったような生活困窮であったりとか障害高齢様々な分野の相談ニーズを抱えておられる世帯がいらっしゃると思いますが複合的な課題を抱えている方々が多く、一つの相談機関ではなかなか解決しにくい事例が多くありますのでそういった場合にコーディネーター役として重層的支援体制整備事業の職員が一緒に入って一緒に動くことで解決を目指しているという制度になります。今おっしゃっていたようなゴミ屋敷の問題であったりとか特に通院の問題、通院自体ができないとかそういったことも結構あるかなと思っています。

(田村副会長)

例えば、親御さんの精神疾患があってそこについては精神保健福祉相談員ですかね、その方々を含めてある程度ネットワークを持ってやっておられる。一方、その子どもの障害があるという部分で言ったらこどもの部分でのネットワークがある。いわゆるこの福祉系と保健系というか医療系というかそのつながりっていうのは重層的支援の中で出てきているの

でしょうか。

要はその家庭だけ見たらその親への支援のやり方もあるし子どもへの支援もある。もしかしたらその家庭にもう一人おじいちゃんかおばあちゃんがいて介護保険を使っていたらこれまさにそうですよね、高齢介護もいるわけです。全体を統一して行くといいですね。

(大川委員)

そうですね。支援会議という仕組みがありまして、今までそれぞれの分野別では守秘義務がありましたけれどもそれを越えての情報交換っていうのは現実的にはやっておられた部分もあるんですけど、法的にはきちっと整備されていなかったのを支援会議の中で守秘義務を付していますので各機関に集まって話をする機会はありますのでそこでおっしゃっていただいたのは精神保健福祉相談員であったり地域包括、委託相談支援も一緒に、という場面はありました。

(田村副会長)

ありがとうございます。今日は健康づくり課、健康部からは、こんな悩みがあるというところで連携はありますか。

(健康づくり課今仲課長)

そうですね、健康部の方では保健センターの方で入口の相談機関として精神保健福祉相談員が対応をしているところなんですけれども、先ほど言われたような複合的で難しい課題については重層的体制整備事業の会議の中で連携して取り組んでいるところなんですけれども、やはり支援の充実や強化のためには健康部の方でこころの健康推進連絡協議会の実務担当者会議において、「にも包括」の問題を扱っているんですけれどもその中で様々な支援の強化とかについても取り組んで考えていける土壌がありますので、その中で考えていけたらなと考えています。

(田村副会長)

ありがとうございます。おそらくそれぞれで何らかの形のそういうネットワークなり会議を持たれているかなと思うんです。冒頭言いましたように、やっぱり東大阪一つの中で出来る限り社会資源を有効活用する、また、みんなで知恵を出し合うというところではもう少し何か工夫さえすればもう少しいいことができるのではないかなっていう思いだけなんです。別にそれぞれ批判するかどうかじゃないんですよ。言っておきますけどここは批判する場所じゃないですから、お互いが認め合いながらより良いものに知恵を出し合うという場なんです。だから少しそういう所で「ここもうちょっとしたらいいかな」っていうのがあったらなと思うんです。そのあたりで言うと先ほど委託相談支援の話で聞きましたけど、相談支援ネットワークと言いますか東大阪の相談支援を束ねている八尾さん、何かご意見ご

ございますか。

(ケア連絡会代表 委託相談支援センタールーチェ八尾氏)

ケア連絡会の代表しております。これ間違ってますね、ケア連絡会です。個人の事業所名がここに書いてますのでお間違いのなきようにお願いします。ケア連絡会の方はですね、この後の報告の書面にもありますように委託相談連絡会というのは委託相談支援事業所と基幹相談支援センターの集まりで、ケア連絡会は健康づくり課と障害施策推進課そして障害児サービス課が入りまして、あとは児童の相談支援部会の代表、そして委託の発達障害支援センター、そして委託相談と基幹相談支援センターが入っているというのが事務局になっております。そちらの方で相談支援ネットワークという年3回開催しているんですけども全ての東大阪市で指定を受けている相談支援事業所、現在は76ヶ所と聞いております。そちらの全体の相談支援事業の方々のつながりと底上げ、そして学び、そういった機会を設けるために定期的に開催しているところの事務局を担っているという状況でございます。

委託相談のお話のところ、数的な部分があった方が良いのかなと思ひまして自分で作った資料を調べていたんですけども、令和5年度一年間ですけれども児童の方の受給者証の数1,818人。現在は2,000人を超えております。者の方が6,567人、これは年度末の数字ですのもしあの多少違っていたら申し訳ないんですけどもそういう形で合わせますと1万人には及ばないんですけどもそれに及びそうな数に今なっている状況です。

介護保険とちょっと比較したいなと思うんですけども、介護保険の場合は介護保険のケアプラン事業所数というのが公に出てなかったの一個ずつ数えてみたんですけど、だいたい220カ所を超えるぐらいの数で支給決定者数が約33,800人。うち要支援者が10,618人。つまり要支援者というのは地域包括支援センターの方で一旦引き受けるというんですかね、ケアプランも含めて対応するというふうになっています。

つまりは対象者としては我々と近いところはあるのかなと思うんですけども、委託相談支援事業所の数が地域包括が22箇所に対して委託相談支援事業所は7か所しかありませんので一箇所が受ける件数というのがどんどんどんどん増えてきているという状況です。

昨年度は新規の相談に関しては7カ所で908人。そして継続の相談、これは延べというよりは毎月の実人数を数えていたものですが5,576人となっています。その5,576人にかかる訪問であったり電話であったり調整であったり会議であったりという出席をしますので、延べはもう数えておりません。おそらく万を超える数になると思います。それを7カ所、2名もしくは2.5名の配置でやっておりますのでほぼほぼもう限界値にきているのかなという印象を受けているんですけども。

先ほど小阿弥委員がおっしゃった、いわゆる精神の障害の親御さんの話なんですけれども、委託相談支援の連絡会でも度々この話が出ていたんですが、やはりどこからこの相談が上がってくるかと言いますと若い精神疾患の方40代ぐらいまでのケースの場合はお子さんがいらっしゃるケースですとやはり子ども家庭センター、子ども見守り相談センターとの

連携というふうになってきます。

そこで精神疾患がある場合は精神保健相談員の方にもお声がかかり場合によっては介護保険、その他もろもろ色々と重層的な課題がある場合は重層的支援体制整備事業の会議に乗ってくるという流れなんです。けれどもやはり精神の疾患の親御さんの問題というのは親御さんが悪いというわけではありませんが、やはり生きづらさから児童虐待で上がってくるケースが年々増えております。要保護児童対策地域協議会、略して要体協というケースにも私たち相談支援はよく呼ばれるんですけども、その中で子ども見守り相談センターさんの方に司会をしていただいてそれぞれの関係機関が呼ばれて守秘義務を守るという中でしっかりとその役割分担・連携というものを進めているんですけども、やはりその中で今精神障害に関してというところでお伝えさせていただきますと、精神の症状、障害ですね、その方の抱えられている疾患であったり服薬状況、そしてその病院への通院であるとかそういった部分のフォローというのがやはり相談支援だけはなかなか難しいなあと感じております。このあたりですね、やはり健康づくり課さんのご協力もいただきながら困っておられる精神疾患のある親御さんへの支援ということについてはより一層こういう場でお話をさせていただいて連携を強化できればいいかなと思っております。私からは以上です。

(田村副会長)

ありがとうございます。こればかり議論している訳にはいきせんので、今の議論も踏まえながらそして先ほど言ったかもしれませんけれど、これは去年の障害福祉計画策定時にも、策定委員の方々からもやっぱりそのこのテーマで議題が要るんだろうかということがありますよね。子どもの側からもそういう課題ということで、この辺りはまた事務局なり運営委員会の中で整理をしていきながら、それが専門会議ということになってくると皆さんにご協力してもらいながら地域課題を整理して行きたいなというふうに考えています。

(小林会長)

先ほどの話もうすでに東大阪市さんで取り組まれたらですね、恥ずかしい話なんですけども。私に関わっている市町村でスクールソーシャルワーカーとコミュニティソーシャルワーカーの連携というふうなものをしてこにして、小学校中学校に社会福祉協議会、福祉教育が私専門なんですけど、「障害とは何か」とか「視覚障害・車椅子の人の暮らし」みたいなものを話しに行く時に社会福祉協議会として重層的支援みたいなものとして「こういうものを取り組もうとしてる」というふうなこともセットで案内をしてもらおう。

そうすると小学校の中で小学校の先生がまさにここでいう発達障害の子ども、気になる子どもみたいなのを直感的に判断した時に相談する場所が社会福祉協議会だったり、スクールソーシャルワーカーを介してコミュニティソーシャルワーカーに行くと。そうすると色々とその家族までに情報を遡及して行くと「どうやらお母さんが精神疾患らしい」というふうなところが出てくる。そうするとそれをもう全部まとめてじゃあその自治体でどうす

るかっていう話に発展する。というような一つ小中学校での福祉の学びを手がかりにしたような困難事例の洗い出しと言いますかね、なんかそういうことを取り組んでいるところに関わっているものですから、そういうことも一つのきっかけになるかなというふうにお話を伺って思ったので。はい、いろんなものを繋げていくっていうときに、障害のある子どもたちだけじゃない子どもたちのためにもなり、それが気になる子あるいは気になる家庭みたいなものの発見につながってくような仕組みができるといいのかなと思います。

(田村副会長)

ありがとうございます。今、会長からもありましたように知恵を出し合って、今の東大阪市の社会資源をうまく使う、ある会議体で議論しているのだったらそれはお互いの会議体で協力したらもうちょっと違うことができるんじゃないかっていう話なんですね。そこにはお互いせっかく一つの自立支援協議会に入ってるわけですからそこでお願いしたいなと思います。だいたい去年度の到達段階の話についてと今年度の課題について提案があったわけですけど。ちょうど公募委員で来られている皆さん、昨年度策定会議に積極的に参加された方々ですから、「そうは言うけどここはどうやねん」というのがあればどうでしょうか。例えば冒頭で去年の計画策定会議でマンパワーの問題があったじゃないですか。なかなか人を育てていくという問題もあるしそしてこのあたりで今実際困りごととか含めて、こういうところがもう少し整理されたらいいのにとということがございましたら、計画策定した時の感想も含めてで結構ですから何かありましたらと思います。

(山田委員)

マンパワーとかこの議題で言うと1番の重度障害者に対するっていうのは僕モロに自分だっていうのがあると思うので。人手不足っていうのはやっぱどうしてもガッツリ出てくるなあっていう感じで。学校系で言ったら僕ら学校講演行く時は基本的に小学校で小学生とか中学生に対して、「自分らの学校の中に同級生で一人障害者がいたら例えばどんなことが困るだろう」とかそういうのを基本的にやってるんでそこらへんから僕ら関わっていく中で、そうですね、「街中でたまに障害者の人を見かけたら声かけたりや」みたいなとか言ってるんですけど、たまに自分も声かけられる時もあるんです。そこらへんのちっちゃい頃からのもっと関わりを作れたらヘルパー多少増えて行くんかな、というイメージで。それによってでも結局、財源で言うとあれかもしれないですけど。いかんせん重度訪問介護は単価が安いんですよね。そこが基本的なネックなんだなって。4番の地域移行に関してとかも後々報告聞いてみたいです。

(田村副会長)

突然すみません、ありがとうございます。どうですか、妹尾さんは準備ができましたか。準備まだやったら、いけそう？まだ気持ちが乗らない？はい了解です。その間、坂本ヒロ子

さんはいかかですか。

(坂本ヒロ子委員)

私は公募委員で知的障害者東大阪手をつなぐ育成会ということで出させていただいてるんですけども、私たちはやはり思うのは地域生活支援拠点の問題。やはり地域移行への促進・推進ということがやっぱり大事なのかなっていうふうに思ってしまうんです。すごく話が飛ぶかもしれませんが、全国のニュースで問題になってるふわふわの問題にしてもやはり重度の人で行くところが無かったあの事件もすごく、いけないことではあるんですけども、そういったところでも行かなきゃいけなかった・行くところがなかった、重度の人ばかり集まって支援の仕方が分からなくてやってたっていうところは、もう一つ言ったらこれ東大阪でも同じようなことが言えるんじゃないかなって、人ごとではないなあっていうふうに思うんです。

その中で今回地域生活支援会議を開催して設置をして支援の仕方を知らないっていうそんなところだったので、支援を知ってからの教育。教育って言ったら変ですけども人材育成だとかそういうところって言われることができますね、やはり地道な活動しながらやはり重度の障害のある人の親が、当事者が諦めるんじゃなくて、そこでやはり豊かな生活ができるように東大阪でもできたらいいなというのはすごく思います。期待したいと思うしそれについてどうしたらいいかっていうのはまた行政も含めてね、会議をしたらいいな、参加したいなと思っております。

(田村副会長)

ありがとうございます。今日はもう少しですね、あともう一人今日当てないのかなと思ってましたけど、公募委員で参加された西川さんどうですか。

(西川委員)

人材育成について意見を述べさせてもらいます。重度訪問介護には熟練従事者同行っていう制度があるんです。この制度は、採用 6 ヶ月以内の新人ヘルパーさんが先輩ヘルパーさんと重度訪問に行く時に 90%の報酬を受け取れるという制度があるんですね。もちろん重度訪問介護の区分 6 に限られるんですけど、技術が必要だっていうことはすごく理解できるんですけど、それやったら行動援護にも必要ではないかなと思います。行動援護もやっぱりその特性の理解っていうのがいりますのでそれをしていただければ事業所も利用者も安心して利用できるのではないかなあっていうふうに最近感じております。以上です。

(田村副会長)

ありがとうございます。おそらく今の意見も含めて、強度行動障害についてのこの後の報告があると思いますが専門会議で議論していて、どうやってその裾野を広げていこうかと

ということで議論になってますから、ぜひ参考にしたいご意見となっている。まさに知恵を出して、いい話ありがとうございます。妹尾委員、頑張ってみますか。一言お願いします。

(妹尾委員)

1の社会資源について。グループホームがせっかくあっても10人のホームが二つ並んでいたり、お金儲けのためにホームを作る。何かあってもちゃんとサポートしてくれない、心配なホームが多いです。虐待にもいっばいつながっていると聞きますし、そのホームで安心して暮らせません。数より質。ほんまです。安心して暮らせるホームが増えてほしいです。

(田村副会長)

ありがとうございます。正にそういうことですよね。誰もが当たり前に安心して暮らせる制度。またこの街をどういうふうに作っていくのかということはその通りだと思います。なかなか計画を一生懸命議論していただいて、計画はできたけどそれをさらに具体化して行く作業がこれからなので、皆で力を合わせていかないといけないなとなっていうふうに思っています。少し長くなりますけどここまでのところはよろしいでしょうか、他に私も言いたいというのがあったら。よろしいですか。そうしましたら、次の議題の方に移ります。まずは次第の4番の運営委員会から報告をお願いします。

(高島)

事務局長の基幹相談支援センター高島です。運営委員会の報告をさせていただきます。資料集7ページをご覧ください。今年度の第1回運営委員会は、5月24日に開催いたしました。年間4回を予定しております。事務局会議は奇数月に開催しております。今年度の取り組み計画としましては、主に3つございます。

第1に専門会議に関することです。専門会議⑤「強度行動障害者の支援について」というテーマで令和6年3月から議論中です。詳細はこのあとの報告をお聞きください。専門会議⑥の立ち上げについて現在協議中です。

第2に、ケア連絡会をはじめ、各地域の連絡会等と連携し地域課題の抽出に努めます。中でも、精神障害者の支援に関する課題があると考えられるため、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムを検討中の東大阪市こころの健康推進連絡協議会実務担当者会議との連動を意識していきます。

第3に、主任相談支援専門員の地域での役割について検討していきます。地域課題の解決に適切な専門会議参加者を運営委員から選出し議論を進め地域課題の解決に取り組むことを継続して目標とします。

今後の課題としては、終了した専門会議の積み残し課題の取扱いや、専門会議で作成された書式がその後地域で利用されているかどうかなどの進捗確認を運営委員会で丁寧に実施していかなければならないと考えております。運営委員会は参加人数が約40人と大きな

R6 協議会全体会

会議になりますので、議論する場にはなりにくいのが現状ですが、運営委員会で情報発信・情報共有し参加者で地域の現状を把握し協議会に関わることで地域全体の支援力が向上するような会議体を目指していきたいと考えております。

以上で運営委員会の報告を終わります。

(田村副会長)

ありがとうございます。何か補足や説明、ご意見はございませんか。いつもここで必ず言ってもらふこと申し訳ないですけども、医療的ケア児と言えば中西委員、何か今の現状についてご意見ございましたら。

(中西委員)

医療的ケアのことに関して言うとどんどん広がっているというか、法律ができて3年経ちまして医療的ケアのある方のサポートというのはどんどん増えていってるし、その体制がどんどん充実していっているなというところではあるので、後は先ほどから田村副会長がおっしゃってるみたいにそれぞれここには専門家の方がいっぱい集まっていますので、この専門家の人たちが一緒に医療的ケアのある子どもさんをどう支援していくのかというところを考えていくといいなというふうに思ってますし、いつも同じことを言いますが、子どもの支援ができるとその市全体の底上げになると思いますので、そういう意味で言うとやっていけたらいいんじゃないかなというふうに思っていますので、この流れのままやっていきたいなというところと、せっかくこの場所は専門家がいっぱい集まっていますので、その垣根を越えて専門家が専門家のことをやるのは誰でもできますので、その専門じゃないところの人とどうやって一緒にやるかっていうのを考えるようにしたらいいんじゃないかなと思います。

(田村副会長)

いつもありがとうございます。医療的ケア児の支援のことについて、事務局として何かありますか。

(熊谷)

基幹相談支援センターの熊谷です。今年度から東大阪市より医療的ケアのコーディネーター事業をレピラの方で受託をしております。実務担当者会議が発足して今、中西委員がおっしゃっていただいたように実働しておりますし、これから本当に実際のケースを皆さんで考えていく場になっていければというふうに思っております。

(田村副会長)

ありがとうございます。運営委員会では去年度で出来た到達段階を踏まえて今年度、先ほ

ど出たような課題をもう少しどのような地域課題として精鋭化しながらまさにこの中西委員の言葉を借りれば、専門家が専門以外のことも含めてその専門会議で集まりながら知恵を出し合うということを更にこの運営委員会の中で検討して参りたいというふうに考えていますが、ここの運営委員会についてこれでよろしいでしょうか。はい、じゃあこういうことで確認させていただきます。

(小阿弥委員)

委託相談支援センター連絡会の報告です。参加機関としては各委託相談、よりそいの丘、ルーチェ、わくわく、ぱあとなあ、つむぎ、アーバンサポート新喜多、ひびきの七カ所と基幹相談、障害者支援室施策推進課が参加しております。今年度の開催予定としては偶数月の第3月曜日に開催予定です。今年度の取り組み・計画目標についてですけれども、主任相談支援専門員の研修を受けたメンバーで、委託相談支援センター連絡会とは別に主任相談専門員連絡会を毎月開催しております。今年度より委託相談支援センター連絡会の会長・副会長を主任相談専門員連絡会より選出しております。市内の相談支援事業所へのスーパーバイズや地域づくりに取り組んでいきます。毎月委託相談が関わっている事例の中から2事例を取り上げて事例検討を開催しております。その中でグループスーパービジョンを行ない、委託相談のスキルアップ・対応手法の平準化を目指しております。

隔月で委託相談支援センター連絡会を開催し、委託相談に関する連絡調整、課題の共有、グループスーパービジョンの場としていきます。委託相談支援事業所、基幹相談支援センターの連携を強化し地域別会議、相談支援ネットワークなどを活用し、指定特定、障害児相談支援事業所などに対して積極的に関わり相談支援のネットワークづくりを目指します。

課題についてです。委託相談としての経験が浅い事業所や個々の相談員においても退職・異動などでの入れ替わりもあり委託相談全体でスキルの底上げ、対応手法の平準化に取り組んでいく必要があります。先ほどの八尾さんのお話にもありましたが、絶えず新規の相談が入ってくるにより、相談件数が年々膨らみ続けていることに加えて、解決が困難で長期にわたって関わり続ける必要がある事例も少なくなく、現状7カ所の委託相談支援事業所での対応は逼迫しております。以上です。

(田村副会長)

委託相談の部分について次のケア連との関係もありますので、先に八尾さんの方から願います。

(ケア連絡会代表 委託相談支援センタールーチェ八尾氏)

まず申し訳ございません、令和5年度ということで私の方がちょっと誤ってですね、令和6年度の予定のところに昨年度の実績を書いてしまっておりますので、また改めて修正したものを提示させていただきますが、原則ケア連絡会というのは事務局的な機能を果たすケ

R6 協議会全体会

ア連絡会でその中で、西と中と東のそれぞれの三カ所に分かれて各地域を作るということを目的に地域別会議というものを開催しております。開催頻度につきましては、各地域にお任せしている状況ですので、それぞれの地域が集まれる企画でメンバーなどを選出して開催しておりますので、昨年の誤って書いておりますがこの実績並みの開催をしようと思っております。相談支援ネットワークにつきましても昨年の実績を書いておりますが、基本的には同じ開催の頻度で考えております。ただこちらの昨年度3回2月14日開催というのが参加事業所と参加者が非常に少なかったということもありましてこの点を大いに反省致しまして、今年度につきましては9ページの最後のところ書いてありますが、やはり参加事業所の増、一事業所でも多くの方に相談支援ネットワークの中でいろいろな活発な議論や意見交換ができるようになりたいということで、実務に即した企画ということで知りたい、困っている参加者の声を反映するということを軸におきまして、就労系のサービスに関するこれは昨年度末で一旦終了しました就労専門会議自立支援協議会の中で議論したこの就労専門会議の結果を受けて、相談支援専門員の皆さんに「就労系のサービスというのはB型事業所だけではない、A型そして就労移行と定着があるんです」ということで就職をするっていうところにも意識を皆さんにさせていただきたいという思いもありまして令和6年の6月12日に就労系サービスというものをテーマに開催した所、落ち込んでいた参加者が43事業所57名までご参加いただけるようになりましたので引き続きこのように一人でも多くの相談支援専門員の方が孤立をしない、そして新しい情報を獲得していただけるようなそういうネットワークづくりを目指したいと思っております。私からは以上です。

(田村副会長)

ありがとうございます。補足ですが例えば皆さんが困りごとがあって相談に行き、指定特定相談支援事業者が各地域であります。別にそれぞれが力量を持ったらそれでよくて、皆さんが相談支援事業所AいうところよりBがよい、もしくはCの方がいいなど結局そのような形でなっていくのが割と多いと思いますが、東大阪市は基幹相談の下に委託相談がありさらにその下の指定特定で、これらをそのケア連を含め面として、全体として人づくり相談支援専門員の人づくり、それがこの東大阪全体の地域づくりになるということで個別じゃなくて面としての整備を相談支援全体の力量を上げていこうというのが取り組まれています。そこを非常にご理解いただけたらありがたいと思っております。

何かご質問とか御意見ございますか？本当に新規の相談も含め手一杯の状態ですが、一緒にどう力量を高めていくのかを含めてこれからさらに取り組みを進めてもらいたいです。去年の就労に関わって行っていた相談支援にしても一緒に行う中で非常に助かった。その子どもたちが就職につながる時に相談支援としてどのような関わりがあるのか等、見えてこなかったことがありましたが、それがこの専門会議で出てきたということもあります。そのあたり含めてこれからも進めていきたいと思っております。

もう一個報告ですが、今日は地村委員は欠席です。小阿弥委員より代わりの報告です。

(小阿弥委員)

当事者中心の会です。報告者が代表地村となっていますが、本日欠席のため代わりに報告させていただきます。参加機関として当事者メンバーと委託相談としてはつむぎ、あいん、ぱあとがあが入っておりましてあと基幹相談、障害施策推進課で構成されております。本年度開催予定としては毎月第3月曜日の15時から17時で状況によって変更することはありますが基本的にはこの形で開催して行きます。レピラの会議室でZoomのハイブリッドで開催しております。基本毎月会議は開催しまして、車座ワークショップを今年度2回開催予定です。一回目の車座ワークショップが9月30日。この時の講師に内閣府障害者政策アドバイザーDPI日本会議副議長の尾上さんをお招きして開催予定です。

今年度の取り組み計画目標等ですけれども通常会議を年10回開催予定です。それと車座ワークショップの開催やバリアフリーにしていくための取り組み、障害者が働くことに向けて防災の取り組みなどに取り組んでいく予定です。防災に関しては地域福祉課と連携して地域の防災訓練に中心の会メンバーが参加し始めています。そこでの気づきをふまえ今後避難所運営マニュアル等への意見提起をしていきたいと考えています。車座ワークショップを年2回開催予定です。9月30日は先ほど申しましたように尾上さんを講師に招いて大阪府福祉のまちづくり条例について講演と中心の会メンバーとの意見交換をしていただく予定です。障害者が働くことへの取り組みに関して重度障害者就労支援事業が令和5年10月からスタートしています。重度障害者の就労の機会が増えることを目指して中心の会としても制度運用を見守っていききたいと考えています。

課題について、選挙における合理的配慮に関して昨年度の車座ワークショップの開催や東大阪市選挙管理委員会との意見交換を通して市が取り組んでいる選挙時における合理的配慮や当事者からの要望などもいろいろ見えてきました。今後の選挙に向けて合理的配慮について周知を兼ねて選挙管理委員会の方に障害者施設で出張講演してもらいたいと考えています。防災の取り組みに関して地域の防災訓練に参加しているが、見る限り当事者の参加が無い。中心の会メンバーが参加することをきっかけに当事者参加や障害者の避難生活について地域でも議論が進めばうれしいです。現在は相談事業所にも呼びかけ、力を借りながら当事者参画を進めています。

協議会の場で委員に聞きたい内容としてスクラムオフィスの3年間の成果と東大阪市選挙管理委員会と取り組む今後の合理的配慮、市の防災関連事業の今後の進め方と地域防災取り組みへの当事者参画です。以上です。

(田村副会長)

ありがとうございます。会長の地村さんが欠席ですが、彼とよく話をしていると皆さん当然ご存知だと思いますが今年の4月から合理的配慮の義務化がされました。民間は努力義務でしたけど義務化になった。この合理的配慮自身が一方で、よく事務局の障害者支援室に聞きますけど、例えば「合理的配慮が必要なのに配慮ないから困っている」、あるいは「差別

解消法なのでおかしいんちゃうか」っていうような意見が上がってこない。合理的配慮の話を知っているのか知られていないのか、あるいは東大阪は合理的配慮が徹底されているから問題にしないのかということを知村氏がおられたら発言をしたのかなと思っています。よく彼とはそういう話をしてしています。実際山田さんも体験されているのかもしれませんが、よく当時者中心の会の皆さんと話をしてしていると、ラーメン屋に行っても電動車椅子であれば無理だと入り口で拒否されるなどの実態が実際あります。そういうことが意見として困った事として挙がっているわけではない。今日皆さんが参加された中で合理的配慮についてこんなことがある、困っている等あまり気がつかないかもしれませんが、ご意見があったら報告していただきたいです。

(小阿弥委員)

最近、あちこちに無人駅ができていて困るなどというお話を聞いたりするので、今課題になってきているのではと思います。

(田村副会長)

よくガイドヘルプで出られている坂本委員どうですか？強度行動障害の部分でも聞きますけど、合理的配慮の部分で何か問題ありますか？

(坂本委員)

僕たちの事業所では移動支援や行動援護っていうところで外に出ていく場面がほとんどですけれども正直僕はヘルパーをしまして 15,16 年でその当時に比べて駅の問題は東大阪自体は結構改善されているんじゃないのかなと感じる。例えばエレベーターができる、とヘルパーの際は階段をスロープみたいなのでウィーンとゆっくり上がっていくのがまだまだあった時代ですが、ほぼ全域にまだ一駅だけついてないとかでしたっけ、エレベーター自体はついてるっていうところ。すごい便利になったのかなと思いますし、一般の方々が正直合理的配慮をご存知かってなったら正直知らないんじゃないのかなっていうのがまだまだ日本じゃないのかなっていうの思うんですけど、ただ一般の方々も優しい方々が増えてるなあっていう、当たり前のように電車に乗っている姿であったりお店に入った時に気にしなくてもいいですよとってくれる声が多くなったなというふうには感じているんですけど。ただやっぱり冷たい目であったりとか嫌な声であったりっていうのはまだ聞くっていうのが世の中かなと思うのでそこはちょっと合理的配慮ができたから世の中が変わるとは正直まだまだ思われてないので僕たちが一緒に利用者の方々とともに伝えていくことはまだまだ必要なのかなと思います。

(田村副会長)

はい、ありがとうございます。今度9月30日にある車座ワークショップ、本当に今もあり

ましたけど駅のエレベーター設置とかですね私自身もこの大阪府の福祉のまちづくり条例ができた頃に一番色々な所と関わってきましたけれど、それまで本当に大変やった時代ですよ。ところが今回これを取り上げるのはそうは言ってもほんまにまだ今徹底されているかっていうことなんですよね。おそらく。この辺り非常に興味深いのでぜひ皆さん方もご興味あったらこの車座ワークショップに注目していただきたいなというふうに思います。ではこの辺でこれについて終わらせていただきまして次の課題にいかせていただきたいと思います。次は次第7ですね、専門会議の報告ということで一つ目は就労の部分ですね、お願いします。

(就業・生活支援センター下出)

東大阪市就業・生活支援センターの下出と申します。私からは専門会議④について報告させていただきます。昨年の全体会議でお話させていただいたところと重複するところもあるかと思うんですけども、この会議体につきましてはまず地域の就労支援に関わる課題を抽出するところから始めさせていただきまして、アンケートおよびヒアリングを実施してきました。その中では学生の方だけに限らずというところではあるんですけども、働きたいと思われる方々の希望に即した支援ができているのかという課題がいろいろ出てきたのではないかと感じております。例えば一時点でサービス選択する時点でその方はどういったサービスが必要なのかという見極めを仮にさせていただいた方につきましてもその後その方が成長される中で改めてそういったモニタリングの機会があるのかどうか。そういった視点であったりその方がサービスを選択される際にいろんな選択肢・可能性を考えていただけるような情報提供をご家族の方と含めてではあるかと思っておりますけれどもしっかりとした情報提供・発信が適切にされているのかということも一つ課題として挙がっていたと思っております。加えてアンケートの中では就労継続支援の中にも働きたいと思っておられる方がたくさんいるということは数字として出てきたところではあるんですけども、一方で事業所の方からはマンパワーの部分でなかなか支援がしきれていないというお声であったりノウハウの部分でなかなかその方が就職に向かっていくための道すじが見えにくいと言いますか、支援の難しさを感じておられるという声も上がっておりました。また相談員の方々からは就労と言うニーズがある方に対しての支援の方針の出し方の部分では就労支援側が思う見立ての出し方と障害の方々と思われる見立ての出し方の視点の違いというところも一つの課題として出てきたかと思っております。そこを踏まえてですね3月19日の会議で各団体、各機関の方でできることがないかというところを議論させていただいて会議体を終了とさせていただいております。現時点で動いているところとして報告をさせていただきますと、先ほど八尾さんからもご報告いただいたかと思うんですけども、相談員の方々との連携ということにつきましては相談支援ネットワークの場を活用させていただきまして就労支援の資源がどういったものがあるのかというところを一つ知っていただく機会として実施していただいたものが6月12日の相談支援ネットワークとなってお

ります。また就労支援のネットワークであります就労支援ネットワークが中心としまして今動いて頂いておりますのが働きたいと思われた方がどういったサービスを使えるのか地域にはどういった支援があるのかそういったことを盛り込んだフローチャートの作成となっております。こちらにつきましても会議が終了した後、現時点では議論を重ねていただいております。そちらの方の完成も今進めているという所となっております。フローチャートが完成した暁には地域の方にどのように活用いただくのかそのあたりも含めて研修の企画等もしながら今後も進めていけたらというところでもあります。こういった各機関の団体の動きも進捗の報告としまして今後もまた運営委員会の方でご報告させていただけたらと思っております。ただ就労支援という部分につきましてはまだまだ課題があるかなという所で、近年におきましては先ほどハローワークの方からも出していただいております雇用率の改定におきまして企業の方からも就労して雇用したいと言うお声がたくさん出てはいるんですけども、反面地域では就労移行の数が非常に減少しております、いかに地域の利用者の方々ご本人さんたちが働きたいと思われた時にどのように社会につなげていくのかというところは今後も議論し続ける必要があるのかなというところです。専門会議④としましては一旦区切りをつけさせていただいているんですけども今後も引き続き各機関等利用させていただきながら課題について検討していけたらと思っております。以上です。

(田村副会長)

ありがとうございます。この専門会議④では非常に影響も見えております。支援学校の先生方からもご意見頂きまして、子どもたちが社会に出て行くためにはどういう準備をしていくのかあるいはどういう情報提供をきちんとしていかないといけないのが明らかになってきたなというところでもあります。冒頭でも申しましたけど就労生活支援センターというのは新しく立ち上がっていてその所長が来ておりますので一つだけご挨拶申し上げます。

(就労生活支援センター奥田)

就労生活支援センターの奥田と申します。まさに就労生活支援センターは社会に出ていく準備を整える支援ということを目標に進めております。現時点では教育機関と連携し以前はできなかった働く前の支援ということで高校三年生で体験実習行かれる、働くことを目指す全ての方にジョブコーチ的な支援を職場実習時に支援させていただいてその後ミスマッチを防ぐという取り組みを支援学校と共に行っています。加えて高校一年生に改めて働くということの出前実習を開始しました。その他中学校へのアプローチも今始めているところです。というのは支援学級在籍者の半数が普通科の方に進学されるということで働く支援の情報が届かないままで高校に行かれるというところで、そのまま社会とのつながりが絶たれてしまう可能性もあるというところなので今中学校へのアプローチも進めているところです。加えて施策推進課と労働雇用政策室とともに商工会議所の方に話を持ってい

きまして障害者就労支援について知っていただく機会ということで今意見を交わしているところです。ただ就労生活支援センターと申しましても多分皆さん何しているか分からないといったところが本音であると思いますし、内容が分からないところが正直なところあるかなと思っております。いかに伝えるかということは今考えておまして一つ動画を作らせていただいております。各場所で動画を交えて説明しているところではありますので是非またどこかの場所で動画を交えて就労生活センターを改めて皆さん知っていただいて、市民の皆様にも動画を用いて内容を伝えていきたいといったところで取り組んでいる最中ですのでよろしくお願いいたします。以上です。

(田村副会長)

今日はもう時間がないので運営委員会の時にはありましたけど動画でもう少し就労生活支援センターがどんな活動しているのかというのが視覚として分かっているよう可視化していきたいというふうに思っております。実際に支援学校の先生方が出前講座というか授業として生かしていただいたりと協力していただきながら進めさせていただいているところがございます。これもさらに進めさせていただきたいなというふうに思っております。よろしいですか、そしたら専門会議の強度行動障害の坂本委員お願いします。

(坂本委員)

事業所連絡会から代表として参加してます坂本と言います。強度行動障害の専門会議という所で参加機関は下記の方々になります。この方々はほとんどが行動援護の方であったりとか強度行動障害の方の加算を取っているような実で活動しておられるような事業所の方々であったり相談で受けておられる方々ってところがメインで今参加をさせていただいております。ヘルパーだけでなく他の事業全体がその今年度報酬改正というところでいろいろ議論されたと思うんですけど、その議論の中で強度行動障害の方というところも議論に上がっています。でその議論の中で前後するんですけど一番下のところに一から六で書かせてもらっているような内容を踏まえていうのを進めておられました、厚生労働省の方が。その中の話を一回厚生労働省の方に聞いてみようよっていう機会を作っていたので厚生労働省の山根さんという方が zoom で出ていただいてお話をする機会持って頂きました。その後ここに参加いただいている事業所の方と東大阪の現状ってどうなんだろうというところを話し合ったところです。先ほどからも色々話しが上がっていたので同じようなことになってしまうんですけど、東大阪の指定事業所っていうのは数が多いんでしょうかっていう感じなんです。正直、はてななのかなと僕は思ってます。192とか200とかあるような事業所がこれが本来強度行動障害の方々のことを知っておられるのかとかというのもそうですし、日中活動のところも強度行動障害っていう状態の方々を知っておられるのかなっていうのも正直疑問を感じるということです。その中で先ほどお伝えしたんですけど、参加事業所の方々って普段関わっておられる事業者の方々ばかりなんです。なの

で東大阪で活動というか指定を持っておられる事業所の方々向けにアンケートを実施してみ、アンケートの内容が強度行動障害の方を知っていますかとか。例えば行動援護の指定を取る気持ちはありますかとか。結構ざっくばらんな感じで書かせてもらったアンケートを実施しています。その中で検討中とか取る気はないとかって選ぶところがあるんですけど、それを検討中っていうところの方々の意見をちょっと一回吸い取ろうという話になっています。その方々の事業所に訪問した上で実際の悩みとかを聞いていければ先ほどから話になってるような裾野を広げるっていうところに繋がるのかなっていうふうに思っています。今現状はアンケート実施したところでお答えをいただいているんですけど、検討中のところをピックアップして今から訪問するということになっているので、今後例えば東大阪の事業所数がこれぐらいで活動しているところはこれぐらい、その中で検討中のところはこういう経緯がありましたみたいなところをまとめて皆さんにお伝えしていければ東大阪の活動につながっていけるのかなと思っています。

(田村副会長)

ありがとうございます。今出たアンケートについてはですね、非常にご尽力いただいています。施設連絡会和泉委員、少し補足があれば。

(和泉委員)

そうですねあの回答数としては、あんまり得られなかったんですけどね。これから検討していただけるっていうところにアプローチをかけて少しでも裾野を広げるというところを取り組んでいこうというふうに、微力ですけどやっていこうかなということです。

(田村副会長)

全然微力じゃないですよ、今回のアンケートがスムーズにいけてるのはなかなか和泉委員の尽力によるところが大きいものでございます。これからまた聞き取り調査も入ってもらってそのもとで裾野がどうやったら広がっていくのかね、この後また何回も同じこと言ってます。知恵を出し合いながら今ある社会資源をまずですね、有効に使えるように何とかしていきたいなというふうに思っているところでございます。ここで専門会議の話はよろしいですか。言い忘れたことなどありましたら大丈夫でしょうか。それでは、地域生活支援会議の話について、どうぞ事務局から。

(基幹相談支援センター 安淵)

それでは、次の次第に移っていきたいと思います。地域移行プロジェクト会議並びに地域生活支援会議についての報告をさせていただきます、基幹相談支援センターの安淵です。よろしく願いいたします。口頭でのご報告になります。まず地域生活移行プロジェクトについてなんですけれども、特定の CY さんという方の入所施設から地域生活に向けてのプロジェ

クト会議が令和4年に始まりまして、令和5年度をもって終了しています。CYさんご自身は、様々な福祉サービスや住宅改修等の制度を活用し、昨年9月より地域で生活しておられます。プロジェクト会議の総括として、いくつか提案いただいている中でいくつか挙げますと、「CYさんの地域での生活を継続するための定着支援のあり方を定期的に検討する場が必要じゃないか」とか、「重度障害者の地域移行に関わる支援者を拡充して行く仕組みづくりがあるのではないか」ですとか、「施設入所の方が地域生活に移行する際の情報共有や支援の仕組みづくりが必要なのではないか」というようなその他にも何点かありますけれども提案をいただきました。これらの提案を受けまして、事務局会議で検討しました結果、昨年度まで入口会議の名称で運営しておりました会議体の役割をより拡大した形で運営していこうということ、併せて会議体の名称を地域生活支援会議と改めることになりました。

入口会議についてなんですけれども、こちらのほうは令和3年度より重度障害者の地域移行および地域生活に必要な支援を関係者で協議する場として自立支援協議会の常設の会議体として設置されました。参加メンバーとしては施策推進課、西中東の福祉事務所の障害福祉担当の方、基幹相談になります。昨年度までの取り組みとしましては、三つぐらいにまとめますと施設入所待機者リストというものを作成しまして対象者の把握と整理をいたしました。これは毎年更新をしております。整理と言いますのは、例えばグループホームに入所されている方だけでも継続して入所待機に上がっておられる方について待機継続の意向の有無を確認したりというようなことがあげられます。もう一つが入所施設との連携、意見交換をいたしました。そして施設入所者の削減を目標に現在入所されている方へのアプローチの方法を検討してまいりました。今年度の取り組みとしましては、第一回を5月に終えまして、第2回は9月の末頃を予定しております。地域生活支援会議としてその具体的な内容については、現在打ち合わせをしている段階となっております。

昨年度と比べて新しいこととしましては、資料にも少しありましたが大阪府の自立支援協議会の方で地域生活促進アセスメントマニュアルというものを作ることが三か年計画で動き出しております。今年度より動き出しております、そちらの方に私が参加させていただいておりますので、そちらの進捗であったりということも併せて進めていく予定になっております。アセスメントマニュアルを作成して来年度には東大阪市がモデル市となって実施をします。その翌年、令和8年には大阪府下の市町村にそれを広げていこうというような取り組みの予定になっております。以上です。

(田村副会長)

ありがとうございます。口頭の報告になって申し訳ございません。要は、従来は入口会議ということで、これは坂本ヒロ子委員にもありました、親亡き後の子どもたちをどうやって安心して住むところがあるのかというところで、例えば入所をお願いする親御さんもあります。その際、地域でこういうふうに住生活できないかって言うことを色んな相談に乗ったりする

R6 協議会全体会

ことが入口会議でやってきたことかなと思います。CYさんのプロジェクトをやる中で、入所されてる方が地域に帰ってこられて、その地域でどう定着されていくのかというところをずっと見守っていかうじゃないか。そうなってくると入口と出口みたいになっちゃうので、それであれば全体として地域生活支援会議ということで、取り組んだらどうか。その取り組み方については、もう少し内容を再度事務局等につめていきたいということです。これについてよろしいでしょうか。皆さんの頭の中に印象に残ってほしいのは、とにかくみんなで意見を、知恵を出し合っていく。それが何になるかという、誰もが当たり前障害があってもなくても東大阪の地域で普通に暮らしていける。それをどうしたら実現できるのか、近づけるのかということをもみんなで考えていこうということでございますので、今後ともよろしくお願ひしたいなと思います。

冒頭もありましたけど、今日は公務で欠席されております、もうひとりの副会長が実は東大阪の副市長でございますけれども。担当からですね今日の会議についてはきちんとレクをするようにと。ということはですよ、副市長も非常にこの会議に注目しながら前向きに捉えていると言うふうに私は前向きに理解したいところでございます。今後ですね、これがまた予算等にも反映できたら一番ありがたいなというふうに思っていますのでよろしくお願ひします。では最後になりますけれど、せっかくのこの真ん中で委員として参加されている潮谷先生から一言お願ひいたします。

(潮谷委員)

東大阪大学の潮谷です。今日のお話聞かせていただいて東大阪の体制を少し理解できたなと思っています。冒頭田村副会長のほうから投げかけがあった部分というのは、やはり他の自立支援協議会でも課題となっております。今年度からですね、自立支援協議会の中に困難事例の検討できる体制が位置づけられています。これは高齢者でいうと地域ケア会議であったり、要対協の会議であったり生活困窮の会議と同じように、困難事例が検討できる、また場合によっては個人情報を超えて検討できるというような形が位置づけられているんですね。それに向けて、じゃあ地域の指定特定の相談支援事業所が困難事例を抱えたときにどういう手続きで上げていくのか、そこに対して検討の場っていうのがどういう段階でおこなわれていくのか。ひとつ東大阪の中でも取り組みをぜひしていただきたいのは、先ほどの医ケアでもそうだし強行の問題でもそうなんですけど、アドバイザーの設定というところを明確にする必要があるかなと思ってまして。そういう方たちを今度は自立支援協議会の困難事例の中でアドバイザーとして一緒に検討できてやっぱりそこでも難しいなとなった時に、例えば基幹の主任相談支援専門員が重層的包括支援体制に持っていかうとかですね、そういったような体制の整備をしっかりと、マニュアル・書式を作っていないと実際に困難事例の検討というのは行えないかなというふうに思いますので、そのあたりを具体的にこういった自立支援協議会の図と同じように整理していただく必要があるのかなというふうに思っています。その辺りヒントになるのは昨年大阪府から、市町村の相談支援のあり方

というのをださせてもらっていて、その中である程度五層ぐらいに分けて整理させてもらっています。9月末には主任相談支援専門員のあり方ということも出てきますので、それも参考にしてぜひ作っていただく必要あるのかなというふうに思いました。あといろんな議論があってどこまで言っているのかなというのがあるんですけど。気になったところで言うとやっぱりグループホームの質っていうのは専門委員の方から言っていただきましたが、本当に増えて、企業で参入しているところも出てきて、質っていうことを担保していくことが大事になってきます。他の自立支援協議会の中でも地域連携推進会議を施設であったり、グループホームでつけないといけないというふうになっていきますので、それを自立支援協議会の中でどう把握して行くのか実施内容をどういうふうに各グループホームが取り組んでいくのか、これを自立支援協議会でも知っておくべきじゃないのかっていうのが他市でも出てます。この辺り、参考にしてもらえたらと思っています。あと拠点事業については計画の中でも目標値をあげてますので、その実施状況というところをしっかりと見ないといけないです。特にあの課題になるのは体験のところですね。あれがやっぱりなかなか他の市でもですね、利用に繋がってない。じゃあ体験作ってきてもどうしていいのかというところですね、考えていく必要があるかなと思います。あとすごく東大阪でいいのはですね、先ほどの入口支援のところを積極的にやられて、潜在的なニーズの掘り起こしをやってきたことがすごくいいことだと思うんですけど、さらに一步すすめて例えばサービスに繋がってなくて、家族介護状況になって、重度の障害者の人たちに積極訪問かける。兵庫県であるとか大阪ではですね岸和田の方で始めてます。ほかにも例えば60代でセルフプランになっている方、これ介護に移行していくっていう方たちなのでその辺りの方たちには積極的に計画相談を付けていくとかですね。そういう積極対応していくことが、実は重度の困難事例の対応を未然に防いでいくことにも少しはつながっていくかなと思います。その辺の積極対応さらに一步進めてもらいたいなというふうに願っております。またぜひですね、実態分からないところもありますので、それぞれの委員の方にご質問させてもらえたらと思っております。以上でございます。

(田村副会長)

それでは最後小林会長のほうにまとめていただいて。

(小林会長)

まとめになるかどうか分かりませんが、重役を拜命しましたので少しお話をさせていただければと思います。お話を伺って三つ、そのうち二つは矛盾しています。そのうち一つは夢のような話です。ですが今日の話にちょっと関わるかなというふうに思ったのでお話をさせていただきます。一つ目は先ほどの潮谷委員の言葉にもあったんですけど、その積極的な働きかけ、やはり大学で授業をしても様々なところで社会福祉法人や社会福祉協議会等で研修をさせていただくときにも、やっぱりみんなお仕事が大変なので処方箋・特効薬

を我々に伺われるという場面が多いんです。おそらく潮谷委員もそうだと思うんですけど、そんなものを持ち合わせているわけがないんですね。だけれどもやっぱり特効薬即効性のあるもの。それは実は大学生に及んでいてどうしたらいいか教えてください、何やったらいいか教えてください、答えを教えてください。そういう雰囲気、まあ世の中の的にい流れているっていうのは否定できないのかな。そうした中で人間が1.0仕事をするっていうのも大変なんだけど、それを1.01とか1.05っていう風な所にどれだけ進めていけるかっていうのが、網の目を小さくしていくためには必要になってくるだろうというところが一つ。もう一つは、とはいえ先ほど小阿弥委員や八尾委員がおっしゃられたところの中で自分が気になったのは、対応の質・標準化あるいは解決をどこに見出すか、つまり解決をどこに見出すかっていうふうに考えることそのものを議論してないと案件はたまっていくだけなんですよね。たまっていけば溜まっていくほど新規を受けるっていうことについては、キャパシティの問題、人材の問題、見送らないといけなくなるというところがあるのではないかとこのように推察をします。一つ目のお話が皆さん頑張っていきましょうと言うふうな言葉であったとすれば、今申し上げているのは頑張るために相談支援の中で何を何に困っているのかっていうのをまさに専門職の方々が用いる場面が必要だということではないのかな。解決が見出せません、どこを解決だというふうにしたらいいのかわかりません。情が入れば、あるいは気持ちがこもればこもるほどですね、それは継続になっていくわけですね。そうした中で頑張るんだけど頑張るための環境を作っていくっていうのも大事なことだろうと言う風に感じました。

三つ目夢のような話なんですけれども、私が所属している日本福祉大学というのは、一応です。定員としては日本最大の定員を持っています。400人ですね。400人の社会福祉を学んだ人間を輩出というところですが、この2年間270人を超えません。定員が6割に満たないんですね。それは私たちが頑張っていないからだというふうなことは重々承知しながらも、やはり福祉に対するイメージあるいは福祉の仕事に対するイメージっていうものが、ある意味世の中の的に凝り固まっているっていうところが関係していることも否定できないというふうに思っています。ですが私が関わっている日本福祉大学社会福祉学部の学生の多くが、なぜこの大学を選んだのかというふうに聞くとどう答えると思いますか？多くはやはり福祉との接点を生活の中でもった若者が福祉という領域を目指して大学に入ってきます。彼らが口にするのは、専門職の方々に世話になった。その方々がとても格好よかったって言う。夢のような話だと思うんですけど、皆さんが日々汗水流して他者のために動いているその背中が実は人材育成に直接関わっているということです。一つ一つの案件を丁寧にあるいは思いを込めて関わっていることはその家族には見えています。その周囲の人に見えているんだろうと思うんですね。人材育成の場をつくることは大事なかもしれませんが、皆さんが日頃なされているようなことをこれまで通り、これまで以上に丁寧になされていることが、実は人材育成の一丁目一番地なのではないかなというふうに思いますので、ぜひ私もいつまで会長するかわかりませんが、ぜひ一緒に、この街の障害がある人の暮

R6 協議会全体会

らし、東大阪の人々の暮らしを豊かにしていくために、これまで同様にお力をお貸しいただければと思っております。はい以上です。

(田村副会長)

それでは事務局の方にお返しします。ありがとうございます。

(手嶋)

小林会長、田村副会長ありがとうございました。今回の議事録につきましては作成しだい、各委員に送付させていただきます。以上で令和6年度第1回東大阪市自立支援協会を閉会とさせていただきます。本日はお忙しい中ご参加いただき、誠にありがとうございました。